

船員保険・厚生年金保険 育児休業等取得者申出書（新規・延長）

【手続概要】

この申出は、被保険者から育児休業等取得の申出があった場合に、船舶所有者が行うものです。

この申出により、育児休業等開始月から育児休業等終了予定月の前月（育児休業等終了日が月の末日の場合は育児休業等終了月）までの毎月の報酬にかかる保険料が免除されます。また、これまで育児休業等開始日と終了日の翌日が同月の場合は免除になりませんでした。令和4年10月1日以降に開始する育児休業等では、同月の場合において取得日数が14日以上あれば免除となります。

賞与等にかかる保険料についても免除されます。ただし、令和4年10月1日以降に開始する育児休業等については、当該賞与月の末日を含んだ連続した1か月を超える育児休業等を取得した場合に限ります。

この申出は、以下の育児休業等を取得する度に、船舶所有者が手続きを行う必要があります。また、この申出は、育児休業等の期間中または育児休業等終了日から起算して1か月以内に行わなければなりません。

- ① 1歳に満たない子を養育するための育児休業
- ② 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するための育児休業※
- ③ 1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するための育児休業※
- ④ 1歳（1歳6か月または2歳）から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業に準ずる措置による休業
- ⑤ 産後休業していない労働者が、育児休業とは別に、子の出生後8週間以内に4週間まで、2回に分割して取得する休業（産後パパ育休）

※②と③については、以下のいずれかに該当する場合には限られます。

- ・子が1歳または1歳6か月の時点で被保険者または配偶者が育児休業を取得している場合
- ・保育所に入所希望しているが、入所できない場合
- ・子の養育をしている配偶者が、疾病等の理由で子を養育することが困難になった場合

【添付書類】

不要

ただし、被保険者から育児休業等取得の申出があったにもかかわらず、船舶所有者が期限内に届書を提出できなかった場合について、理由書および被保険者が休業していることの事実確認ができる書類の添付が必要です。

【留意事項】

- 船舶所有者は、1歳から3歳に達する子を養育する者から申出があった場合に、育児休業に準ずる措置または勤務時間の短縮等の措置を講じなければなりません。
- 船舶所有者が被保険者である場合は、育児休業等取得者申出を行うことはできません。（船舶所有者は労働者にあたらなため。）

【提出先】

船舶所有者の所在地を管轄する船員保険を取り扱う年金事務所

【提出方法】

郵送、窓口持参、電子申請